

## 鈴与商事株式会社ワークライフマネジメント行動計画

平成23年2月1日に示した「鈴与商事株式会社ワークライフマネジメント指針」に則り、社員・管理職・会社がそれぞれの立場で責任を果たし、社員のライフの充実、事業と社員の継続的な成長を目指す為に、以下の通り次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成23年 4月 1日 ～ 平成27年 8月31日までとする

### 2. 内 容

目標1 未就学児童を養育する従業員は、所定外労働免除の適用を受けることが出来るよう制度変更する（現状は法基準通り満3歳未満＝短時間勤務及び所定外労働免除、未就学＝1ヶ月24時間・1年150時間上限）

対 策 計画策定時より制度の詳細に関する検討を開始する  
平成27年3月までに就業規則等を改訂し制度導入する

目標2 計画期間内に、検討の上以下の何れかの社員全員の有給休暇の取得促進対策を講じる  
・有給休暇の取得促進策としての「記念日休暇」を導入する  
・有給休暇の取得日数を1人最低3日以上／年とする旨全社に通知する  
・有給休暇取得を促進する為、2ヶ月ごとの休暇計画表を配布する  
・その他有給休暇取得を促進する具体的な制度創設や数値として達成度が表れる施策

対 策 計画策定時より労働者ニーズの調査、制度の詳細に関する検討を開始する  
平成27年8月までに上記何らかの制度を導入する

目標3 妊娠中や産休復帰後の女性従業員が相談（妊娠～復職等）できる窓口を設置する

対 策 計画策定時より施策に関する検討を開始する  
平成27年8月までに制度導入する

目標4 父親の育児参加、育児休業について書かれた書籍を購入し、従業員に貸し出しを行う

対 策 計画策定時より施策に関する検討を開始する  
平成27年8月までに制度導入する

以 上